

## 重点取組事業1 「介護予防・生活支援サービスの充実」

### 1 協議体、生活支援コーディネーターの設置（住民主体サービスの創出）

#### (1) 方向性 ※8月の分科会で報告済み

- ア 市内5ブロックそれぞれにモデル地区（中学校区単位）を設定し、順次、協議体を設置していく。最終的に全中学校区での協議体の設置を目指す。
- イ 各中学校区にある地域包括支援センターがこれまで実施してきた「地域ケア会議」を協議体として位置付ける。
- ウ 生活支援コーディネーターは、協議体での検討を進める中で、適任者を選定する。
- エ モデル地区の事例は、ブロック地域ケア会議で情報共有するとともに、地域会議や地区コミュニティ会議へも情報提供していく。

#### (2) 進捗状況

##### ア モデル地区協議体実施状況

モデル地区	担当	課題・特徴	実施状況
朝日丘	社協	通いの場、担い手育成	9/19～
竜神	ひまわりの街	ヘルサポ、民間事業所との連携	11/30～
保見	保見の里	関節疾患、中京大学との連携	11/20～
松平	笑いの家	通いの場	8/18～
旭	ぬくもりの里	中山間モデル	10/17～

なおモデル地区以外において自治区への周知やブロック会議での説明の結果、自治区より依頼を受けて、協議体の開催を調整・実施している。

地区	担当	課題・特徴	実施状況
崇化館	ひまわり邸	地域課題の共有化	2/23 開催予定
末野原	みなみ福寿園	災害と見守り	7/30～
高岡	わかばやし園	交流館との連携、生きがいつくり	12/11～
豊南	トヨタ	見守り連携、つどいの場	調整中

##### イ 生活支援コーディネーターの配置

地域包括支援センターの既存業務（社会資源・地域問題の把握、関係者とのネットワーク形成、支援活動・サービスの高齢者へのマッチング等）と生活支援コーディネーターに期待される業務を考慮した結果、地域包括支援センターに生活支援コーディネーターを配置することとする。平成28年度から2か年中に、各1名を配置予定。

#### (3) その他

##### ア 生活支援コーディネーターとしての資質向上

地域包括支援センターの新たな業務として「生活支援の担い手の養成、サービスの開発」が加わるため、県が実施する生活支援コーディネーターの研修事業に加えて、

- ・市の新たな研修の作成
- ・市関連部署及び社会福祉協議体等との連携・調整による支援メニューの整理により、地域包括支援センターを支援していく。